

保険料納め

国民年金は暮らしを

ご利用ください 免除制度など

□法定免除

生活保護法の生活扶助を受けている人や、障害基礎年金・厚生年金などの障害年金（一級・二級）の受給権者などは、届出によって国民年金保険料が免除されます。

□申請免除

所得が少なく保険料の納付が困難な人は、一定の収入（所得）基準を満たせば、申請により保険料の全額か半額が免除されます。半額免除が承認になった場合、半額納付をしないと、未納と同じ扱いになります。

失業による免除申請は、失業を確認できる「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険被保険者離職票」の提出を。

なお、免除申請にはその年度の所得申告が必要ですので、申告をしていない人は済ませておいてください。また、一月二日以後、本市に転入した人は、一月一日の住民登録地の市役所または町村役場から所得証明書（各種の控除が分かる物）を取り寄せ、提出してください。

□学生納付特例

二十歳以上の大学生などで、次の二つの条件を満たす人は納付が猶予されます。

大学（大学院、短大、高等学校、高等専門学校専修学校、各種学校、その他の教育施設に在学する学生、夜間（定時制）課程、通信制課程の学生など。

ただし、対象とならない学校などもありますので、必ず確認を。学生本人の前年の所得が六十八万円以下。なお、学生に扶養親族などがあればその人数に応じて基準が変わります。

□保険料の追納

申請免除・学生納付特例の承認を受けた期間の保険料は、その後、保険料を納められるようになったとき、十年以内であれば、さかのぼって納めることができます。この場合の納付額は上表のとおり。

なお、免除期間の一部を追納する場合は、先に経過した月の分から順次行います。免除期間と学生納付特例期間がある場合は、学生納付特例期間を先に納めるようになります。

11月9日から秋の火災予防運動

防火の意識を高めましょう

十一月九日 から十五日 ま で、全国一斉に「秋の火災予防運動」が実施されます。これからは火災が発生しやすい時季。一人ひとりが防火について真剣に考え、大切な命と財産を火災から守りましょう。

□「住宅防火 いのちを守る」

7つのポイント

3つの習慣

寝たばこは絶対やめる ス

トープは燃えやすい物から離れた位置で使用する ガスこんろなどのそばを離れるときは必ず火を消す。

4つの対策

逃げ遅れを防ぐため住宅用火災警報器を設置する 寝具や衣類は防災製品にする 住宅用消火器などを設置する お年寄りや身体の不自由な人を守るため隣近所の協力体制をつくる。

□119番通報は要領よく

十一月九日は「119番の日」。消防・救急業務全般に対する理解を高めてもらうことが目的です。火事や救急、救助などのときは慌てず、場所や被害状況などを正確に要領よく電話してください。なお、携帯電話での119番通報は、場所の確認に時間がかかったり、通話が途中で切れたりするので、なるべく普通の電話（公衆電話など）でかけてください。

□期間中の主な催し

各消防署などで、さまざまな

消防イベントを開催します。

通信指令室の一般公開

日時 11月9日 15時、午前10時～午後4時 会場 広域消防本部

秋季点検

日時 11月9日 午前9時30分～11時10分 会場 上増田工業団地（上増田町） 内容 消防隊員の姿勢・服装点検、消防訓練、音楽隊演奏、分列行進、一斉放水など 問い合わせ 消防本部警防課 220-4511

消防ふれあい広場

11月8日 午前10時～午後

2時、中央消防署（朝日町四丁目）

11月8日 午前9時～午後1時、北消防署（上細井町）

11月11日 午前10時～午後3時、東公民館 11月11日 午前10時～午後3時、総社公民館

11月12日 午前10時～午後3時、元総社公民館 11月12日 午前10時～午後3時、清里公民館

自主防災組織などの耐震性貯水槽取扱訓練

日時 11月14日 午後3時 会場 広域消防本部など

問い合わせは消防本部予防課 220-4507へ。

5 広報まえばし